

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
<b>地震災害対策編</b>						
1	-	全般	流山市の地図を使うときは、主要道路や鉄道などを入れ、区割りが学校区単位であることを分かりやすく表記されたい。	内容の判読に支障のない範囲で、中学校区の区分、主要道路及び鉄道を入れます。	有	該当図面の修正。
2	2-55	2章-4節-第2 3(1)防災行政無線の整備	防災行政無線の有効性の再検証をされたい。	防災行政無線については、現在、聞こえ具合マップ(仮称)を作成中ですが、聞こえない、内容が分からないといった回答が多数を占めているため、防災行政無線の屋外子局(拡声器)については、効果の観点から、これに代わるより有効な手段を検討しています。	無	
3	2-14	2章-1節-第6 3 自主防災組織、NPO、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練	自主防災組織の組織率を拡大し地域間の格差を解消し、マンネリ化しがちな防災訓練の内容を見直しさらに活動を積極化される方策を採られたい。	市では、美田自治会と避難所運営訓練やそれに対する他自治会等の見学について、流山小学校区まちづくり協議会とDIG、新東谷防災広場を使用した防災訓練やそれに対する他自治会等の見学について、新川まちづくり協議会の地域防災担当者会議で避難所運営マニュアルについて、向小金田島自治会と防災まち歩きについて、協議、勉強会、情報提供等を実施しているほか、各自治会等に対する防災講話等に際して、地域における防災訓練の重要性と、そういった防災訓練に対して、市として積極的に支援する旨を周知する等に取り組んでいるところであり、今後、更に進めてまいります。	無	
4	2-87	2章-7節-第2 1(5)避難支援プランの作成	要援護者避難支援プランの整備と、有事の際に実際に機能するかどうかボランティア団体、自治会や関係機関等の役割の再確認をされたい。	要援護者避難支援プランの整備を進めるとともに、訓練等を通じて、その有効性を検証し、また、関係機関等の役割を再確認します。	無	
5	3-98	3章-6節-第1 2(3)ア 救護所指定順位	東京湾北部地震では、約800人の負傷者が予想されているが、具体的に収容し応急手当等を行う場合の救護所の設置についても具体的に想定されたい。	救護所は、以下の順位で開設することとしています。 外科施設を有する病院又は診療所、 以外の病院又は診療所、 保健センター、学校、集会所、公民館等。 今後、これらの関係機関と協議し、具体化してまいります。	無	
6	1-31	1章-6節 想定地震と被害想定	東南海地震や、近隣県における地震を原因とする災害に見舞われる確率もきわめて高い震度5強、震度6弱、震度6強など、それぞれの被害想定を、液状化、家屋の損壊、火災、崖くずれなど、具体的にシミュレーションし、危険な地域に暮らす市民の方々に、我が家の耐震性に関心をもって頂くことで、耐震診断、耐震工事を更に啓発されたい。	今回の地域防災計画の修正にあたっては、市内での揺れや液状化、崖・斜面の被害、建物被害、火災危険度等被害想定、具体的なシミュレーションを実施しています。 今後、地震想定を修正する機会に、可能な限り、ご意見の趣旨を反映した被害想定も実施し、各種対策に資するよう検討します。	無	
7	2-55	2章-4節-1款-第1 3 情報通信設備の整備	MCA無線、防災ラジオなど、防災行政無線を補完するシステムを導入されたい。	防災行政無線の屋外子局に代わるものとして、様々な手段について検討してきましたが、それぞれ一長一短があり、現時点においては、単一の手段を以て満足し得るものというものはありません。従って、今後は、防災行政無線の既存の屋外拡声器のほか、戸別受信機、広報車、MCA無線、安心メール、エリアメール、ツイッターといった複数の手段を最適な組み合わせで整備してまいります。なお、防災ラジオについては、防災行政無線の制御信号が雑音となるため、その有効性を検証します。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
8	2-55	2章-4節-1款-第1 3 情報通信設備の整備	自治会に推進員などを置き、その人が登録を助けるなど、「安心メール」の登録を増やす方策をとられたい。	安心メールについては、平成17年4月に開始して以来、様々な啓発活動を実施してきましたが、現在は、コミュニティ課、防災危機管理課、各出張所等の窓口で登録のお手伝いをしているほか、防災講話等において、市民に直接働きかけており、更に進めてまいります。 なお、サービス提供会社を現在のNHKプラネットに変更後の平成23年4月以来の登録件数は次のとおりです。 平成23年4月16,106 7月31,358(+15,252) 10月33,154(+1,796) 平成24年1月34,213(+1,059) 4月31,714(-2,499) <sup>1</sup> 7月41,334(+9,620) <sup>2</sup>  <sup>1</sup> 宛先不明アドレス(デッドアドレス)をクリーニングし、カウント対象の数を有効アドレス(送信可能なアドレス)とした。 <sup>2</sup> 5月19日のホルムアルデヒドの検出に伴う断水の影響による登録件数の増加も含まれるものと考えられる。	無	
9	2-65	2章-4節-2款-第2 2 食糧・生活必需品の確保	避難所には通信施設(公衆電話など)や、防災倉庫があるべきであり、防災倉庫の内容とともに一覧表を掲載されたい。	公衆電話については、NTTと調整した結果、費用対効果上、設置は難しいとのことでした。ただし、あらかじめ避難所予定施設に回線を引くことはできるため、今後、避難所予定施設の施設管理者と協議してまいります。なお、各避難所予定の施設には、小中学校等から優先的に、MCA無線機を配置する計画です。 また、各小中学校への防災倉庫の設置を進めているところであり、備蓄品の一覧表についても、ホームページやその他の手段で周知します。	無	
10	1-7 2-7	1章-3節-第2 流山市防災会議の組織 2章-1節-第3 (2)自主防災組織の編成	災害が発生した場合、地域で女性が取り組める方策なども具体的に明記されたい。	防災会議や自主防災組織等、女性の参画を進めていくほか、避難所運営マニュアルで女性の参加推進を明確にしております。	無	
11	3-128 3-129	3章-8節-1款-第1 1 他市町村への応援要請 2 他市町村への応援・派遣	隣接市だけでなく、姉妹都市及び災害協定締結市等とのかわりについても記載されたい。	食料、飲料水、生活必需品等の物的支援や職員派遣等の人的支援について、隣接市のみならず、姉妹都市及び災害協定締結市等相互に協力することを記載しています。	無	
12	1-5	1章-2節-第3 4 流山市事業継続計画(BCP)の策定	事業継続計画(BCP)について期限を定めて策定されたい。	平成24年度中に策定する予定です。	無	
13	2-2	2章-1節-第1 1(3) 平常時の備え	避難時にはお薬手帳を持参するように注意喚起されたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、お薬手帳を非常持出品に追加します。	有	イ 3日分の水や食糧、携帯トイレ、トイレトーパー、非常持出品(お薬手帳、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)等の備蓄

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
14	2-63	2章-4節-2款-第21(2)ウ 災害用井戸	飲料用井戸の増設、飲料水供給体制の更なる整備をされたい。	<p>災害用井戸につきましては、避難所やその周辺における生活用水の確保のため、各小中学校等に設置しています。現在ある27か所の災害用井戸の原水とろ水機による処理水を検査した結果を踏まえ、飲用水として供給出来ると判断した18か所のうちの所要の井戸に動力ポンプ等を設置して、その給水能力を強化する旨を「第2章災害予防計画 第4節 防災施設・体制等の整備計画 第2款 防災施設の整備」に記述します。また、応急給水用の車載ポリタンク(2t)24個購入し、応急給水力を強化します。</p> <p>なお、本防災計画案においては「市は避難所などで応急給水活動を開始する」「市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する」としています。また、防災計画の対象としている大規模災害とは別の原因によって、市の全域におけるような大規模な断水が生じた場合は、このポリタンクを使用し、4か所の浄水場に8か所の小学校を加えた12か所の給水所において給水する計画です。</p>	有	今後、飲料水として利用可能な井戸については、飲料水として提供するとともに、動力ポンプ等の設置によって、給水能力の強化を図る。
15	1-4	1章-2節-第2計画の修正	地域防災計画を修正した場合は、後日県と市民へ報告されたい。	地域防災計画を修正した場合、当然のこととして市民に周知してまいります。	無	
16	2-92	2章-7節-第43 情報ネットワークの構築	災害時外国人支援センターを設置して、国際交流協会との連携をはかり、外国語の通訳・翻訳を行い、行政情報の情報提供に務められたい。	電子メールによる災害情報等の提供については、英語版を発信出来るように準備を進めており、また、外国人が防災訓練に参加又は見学に来て、防災に関心を持ち、地域との交流を深めるよう、直接及び国際交流協会を通じて働き掛けたところです。今後、外国人の支援について、同協会と連携を進めてまいります。	無	
17	2-78	2章-5節-第33 ペット対策	飼い主の被災等により、ペットが逃げ出した場合の対応として、捕獲した時に、飼い主が速やかにわかるよう、ICチップ登録を啓発されたい。	<p>「動物の愛護及び管理に関する法律」では個体識別等による所有の明示等を飼主の責務としています。</p> <p>環境省は、同法に規定する個体識別の手段について、告示第23号「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置(平成18年1月20日)」において、首輪、名札等又はマイクロチップ等を例示した上で、「脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着する場合は、補完的な措置として、可能な限り、マイクロチップ等を併用して装着すること」としています。</p> <p>マイクロチップは、「災害に備えて」というより、本来の趣旨どおり「ペットを飼う者の責任」として啓発すべきものと考えます。</p>	無	
18	2-78	2章-5節-第33 ペット対策	ペット同伴の避難についてのマニュアルは、獣医師や、動物愛護の団体等とも連携をはかり、策定されたい。	避難所におけるペットの存在は、避難所生活に多大な影響を及ぼすものであり、また、その影響度は、避難所の施設・環境の条件によっても異なり、更に近年、犬や猫に限らず、鳥類、は虫類、昆虫など、様々な動物を合法的に飼育している人も多くいることから、避難所へのペット受入れの可否、その対象、受け入れ方法、受け入れ後の扱い等をどうするかについては、多様な意見があります。このため、各避難所毎に、まずは、その避難所を使う可能性のある地域住民の意志を最大限に尊重した上で、公益社団法人千葉県獣医師会東葛地域獣医師会等とも連携し、避難所運営マニュアルに盛り込むものとしします。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
19	2-87	2章-7節-第2 1(5)避難支援プランの作成	宮崎県高鍋町のように災害時の要援護者や、被災者の各種手続きを円滑に行うため、「要援護者管理システム」と、「被害者支援システム」を本市においても、検討、導入されたい。	現時点では、災害時要援護者対策として、避難支援プランを作成することとしております。 「要援護者管理システム」及び「被害者支援システム」については、今後その費用対効果を検討してまいります。	無	
20	2-55	2章-4節-第2 3(1)防災行政無線の整備	防災行政無線の設置場所を、市民に周知されたい。	ホームページで公表していますが、現在策定中の、聞こえ具合マップ(仮称)の発表時において周知を図ります。	無	
21	2-55	2章-4節-第2 3(1)防災行政無線の整備	緊急放送を意味する音が流れることで、市民の注意を防災行政無線に向ける効果もあり、一般のお知らせ放送と、緊急性の高い放送と、アナウンスの前に流す音に工夫をされたい。	ご指摘の通り、今後、工夫してまいります。	無	
22	1-5 3-1~	1章-2節-第3 5 市役所の各組織、施設毎の計画等の作成 3章-1節 災害応急活動体制	休日、夜間に地震が発生した場合の職員の人員配置体制とマニュアルを具体的に明示されたい。	震度4以上の地震の場合の対応は本計画に明記しております。また、現在ある「流山市職員防災行動マニュアル」を修正します。	無	
23	2-6	2章-1節-第3 1 自主防災組織の育成	市内の各自治会ごとに地域防災リーダーの育成を強化し、市長が委託されたい。	各地域における防災の中核を担う組織として、自主防災組織の結成と活性化に取り組んでいるところです。自主防災組織の役員等となるべき人材の育成を進めていきますが、自主防災組織は「住民の隣保協同の精神に基づく『自発的』な防災組織」であり、その趣旨どおり、「自主的』な活動として実施して頂きたいと考えます。	無	
24	2-73	2章-5節-第1 1 避難場所及び避難所等の確保	最低市内4カ所に平成26年度までに防災公園を配備されたい。	国(国土交通省)が整備事業として実施している「防災公園」のうち、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、延焼防止のための散水施設等を備えた「防災拠点」及び「広域避難地」の機能を有するものは10ha以上の公園を対象としており、本市においては、地積上の制約のため、平成26年までにこういった規模の「防災公園」を市内4カ所に整備するというのは極めて困難です。 本市の実情に即し、「公園」の本来の目的である「憩い」の場としての機能と防災の機能を両立し得るよう、収納ベンチ、収納テーブル、防災あずまや等の整備を検討してまいります。	無	
25	2-6	2章-1節-第3 1 自主防災組織の育成	[災害予防計画、第3節自主防災組織の整備]自主防災組織の現状について市は正確に把握するとともに、各組織の実態について市民に公表されたい。防災リーダーの育成のため、防災まちづくり講座を開催されたい。	各自主防災組織の活動実態については、把握に努めてまいります。防災リーダー研修会は例年実施していますが、その内容については、より実践的になるよう検討してまいります。	無	
26	2-6	2章-1節-第3 2 協力体制の整備及び活動支援	各自治会に防災倉庫を設置する補助制度を創設されたい。	防災倉庫については、設置場所の確保等の解決しなければならない課題もあるので、防災公園の整備と並行し、今後検討してまいります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
27	1-46	1章-6節-第3 1(5)火災被害	[ 総則、第6節想定地震と被害想定(5)火災被害 ]の算定根拠が不明である。例えば、東部地域・向小金地区では焼失棟数がないとされているが、狭隘道路で家屋が密集している同地域は、地震のときには火災がひろがる可能性が高いと思われる。地域住民の実感ともかい離しており、算定根拠を明らかにされたい。	算定根拠は別添のとおりであり、その趣旨を要約し右のように加筆(下線部)します。	有	流山市直下の活断層によるM7.3の地震を仮定して、地域を50m×50mメッシュに区分し、各メッシュ毎にその直下に震源があった場合を仮定して算定した各メッシュにおける冬18時の火災延焼による焼失棟数を右図に示す。 本算定においては、過去の地震の経験値に基づき全壊率から出火件数を算定、そのうち、住民の初期消火で消せなかったものを炎上出火件数とし、これを出火危険度の高いメッシュ順に振り分けて出火点メッシュとし、出火点メッシュのうち、消防等で消せなかったものを延焼出火点メッシュとして延焼シミュレーションを実施した結果が右図である。 本結果から、南西部で被害が大きくなると算定され、これらの地域における建物の不燃化や消防力の強化等の対策が重要となることが分かる。 一方、同図は、火気器具、電気器具等による出火の危険度と消防署からの離隔距離、住宅の密集度による延焼の可能性に基づく1回のシミュレーションの結果であり、焼失棟数が図上に表れていない地域においても、出火、炎上の危険性があることに留意する必要がある。
28	1-50	1章-7節 1 短期的な目標 2 長期的な目標	[ 総則、第7節減災目標の設定、1短期的な目標 ]は平成30年までの目標だが、2長期的な目標の(1)安全で災害に強いまちづくりの、建築物の耐震化の促進では、平成27年までを目標年度としている。「長期的な目標」と「短期的な目標」が逆立ちしており、整合させるべきである。	ご意見はもっともですので、「短期的な目標」を「減災目標」に、「長期的な目標」を「防災対策上の目標」に修正します。	有	1 減災目標 <sub>1</sub> (内容は原文どおり) 2 防災対策上の目標 <sub>2</sub> 建築物の耐震化の推進のほか、次の各防災対策を推進して、安全で災害に強いまちをつくり、災害対応力を強化して、減災目標を達成するとともに、市民の身体と財産を守る。 (内容は原文どおり) <sub>1</sub> 「減災目標」は、中央防災会議が、平成17年3月30日に決定した「地震防災戦略」において示した「被害想定をもとに人的被害や経済被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標」である。 <sub>2</sub> 「防災対策上の目標」は、「減災目標」の達成に必要な「具体目標」と、その他、災害時において市民の身体と財産を守るために達成すべき目標をいう。「具体目標」は、「地震防災戦略」において示された「減災目標の達成に必要な各事項毎の達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を定めるもの」である。
29	2-26	2章-3節-第1 3 消防力の強化	[ 災害予防計画、第3節都市防災計画、第1地震火災の防止、3消防力の強化 ]の常備消防について、最低限でも消防機材や職員数で国の消防力基準を守られたい。	消防力の整備指針に準じた強化を図ってまいります。	有	(1)ア 常備消防の強化 市は、・・・都市構造、災害態様の変化に応じて消防力の整備指針に準じた強化を図っていく。

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
30	2-62	2章-4節-2款-第1 防災拠点の整備	[災害予防計画、第2款防災施設の整備、第1防災拠点等の整備] 避難所となる学校を地域防災センターとして位置づけ、防災備蓄庫を設置し、災害時には自主防災組織の活動拠点とされたい。	小・中学校に順次防災備蓄倉庫を整備しているほか、災害時の自治会の活動拠点として、小・中学校の教室を割り当てています。	無	
31	2-73	2章-5節-第1 1 避難場所及び避難所等の確保	[災害予防計画、第2款防災施設の整備、第5節避難対策] 震度6強、震度7の地震では大量の避難者が発生すると考えられるが、想定した避難者を収容できるだけの避難所が確保できるよう、民間施設も避難所にできる協定も検討されたい。	民間施設についても一時退避所として利用できるよう、協議・調整を進めております。	無	
<b>風水害等対策編</b>						
1	3-175	3章-11節-第1 6 障害物の集積場所	がれき、流木の運送方法(業者との連携)置き場所を事前に定められたい。	がれきの集積場所は、市汚泥再生処理センター(森のまちエコセンター)とすることを記載(風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第11節 障害物の除去・清掃計画 5 障害物の集積場所)しております。また、運送については、建設業協同組合や造園土木業組合と協定を締結しております。	無	
2	2-14	2章-2節-第1 3 河川改修等の事業の推進	江戸川の氾濫以外にも市内の冠水地域対策を早期に完了されたい。	排水路等の整備を積極的に推進してまいります。	無	
<b>複合災害対策編</b>						
1	地震 1-5	地震災害対策編 1章-2節-第3 5 市役所の各組織、施設等毎の計画等の作成	市役所、学校、会社など勤務組織ごとに体制の構築をされたい。	市役所、学校については、市地域防災計画に基づき、現在のマニュアルを見直してまいります。 企業に関しては、「企業は、事業継続計画を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、各計画の点検・見直し等防災活動の推進に努める」「市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。更に、災害時において一斉帰宅者の発生を抑制するため、従業員のほか、訪問者・利用者等について一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を図るよう要請する」「災害時に協力が得られるよう、積極的に協定等の締結に努め、平常時から企業との連携を図る」としています。また、消防本部は、消防法の規定に基づき必要な指導等を実施しています。	無	
2	地震 2-14	地震災害対策編 2章-1節-第6 3 自主防災組織、NPO、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練	絶えず、専門家・被災地の市長・ボランティア経験者等の講習会など、シミュレーション実施し市民の意識を高めるよう努められたい。	ご指摘のように、講習会や訓練等を通して、市民の意識を高めるよう努めてまいります。	無	